



湧別町立
湧別小学校

学校だより

令和4年5月26日（第4号）

文責：校長 秋山 康則

重点教育目標 「仲間と共に 学びを創る子ども」が育つ学校

自分の命は自分で守る

学校では、4月から5月にかけて、安全指導を重点的に行いました。

まず、4月当初のバス乗車指導では、新年度の始まりと1年生の乗車に合わせ、バス通学の児童を対象として安全なバスの乗り降りの仕方やルール・マナーの確認をしました。

次に、4月下旬の交通安全指導では、交通ルールを理解し、道路を安全に通行・横断したり、自転車の点検を自分で行ったりできるように、駐在所所長さんにもご指導いただきながら歩行や自転車の路上訓練を実施しました。ポイントは次の4つです。



自転車での路上訓練の様子

- 1 道路を横断する前は、必ず止まって、左右の安全を確認すること
- 2 道路を横断するときは、信号機や横断歩道を利用すること
- 3 自転車に乗車するときは、ヘルメットの着用に努めること
- 4 自転車は、交通ルールを守り、交差点では一時停止と安全確認をすること

ご家庭におきましても、様々な場面を通じて、交通安全についての声かけを行っていただきますようお願いいたします。

最後は、5月の避難訓練です。火災が発生した場合の対処の仕方や避難経路を知るとともに、安全に避難できることを目標として行いました。消防の方からは、「教職員の避難指示や児童の誘導は的確であり、子どもたちの避難行動も問題なく立派でした。」とお褒めの言葉をいただきました。

事故や災害は、いつやってくるかわかりません。「自分の命は自分で守る」を合言葉に、事故防止や災害発生時における対応の知識や行動の仕方など、ふだんから意識を高め、行動できるよう安全管理の徹底に努めてまいります。



グラウンドに避難し、消防の方のお話を聴く子どもたち



防火扉の通行体験

◎本校の「いじめ防止基本方針」について、下記のとおりお知らせいたします。
全職員がチームとなり、ご家庭とも連携しながら、温かな学校づくりを進めます。

湧別町立湧別小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条によるいじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から大切である。まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり・・・「どの子ども参加、活躍できる授業の工夫」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・算数科における習熟度別少人数指導の実施
 - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- (2) 学習規律の徹底
 - ・チャイム席
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方
- (3) 学級経営の充実
 - ・計画的な学級経営、温かな学級における人間関係
 - ・話し合い活動の育成、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 児童会活動の充実
 - ・特別活動、学校行事の主体的な運営と参加
 - ・学級活動の充実
 - ・委員会活動の充実
- (6) 道徳教育の充実、共生学習の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
- (2) 個人面談の実施
 - ・教育相談月間を設定し全員への面談を実施（10月）
- (3) いじめアンケートの実施
 - ・6月と10月に実施し、必要に応じて個別の面談を実施
- (4) 子供理解支援ツール「ほっと」による学級生活状況調査
 - ・年間2回実施（4月、12月）

6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、湧別町教育委員会と連携を図り、遠軽警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ・・・別途「いじめ対応マニュアル」参照

(2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、担任、その他関係職員（T.T.、専科教諭等）

<校外構成員>教育委員会、アドバイザー、関係機関の助言者（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、臨床心理